淡路市マスコットキャラクター着ぐるみ及びぬいぐるみ貸出要綱

平成22年10月29日

告示第230号

改正　平成25年４月23日告示第133号

平成26年３月31日告示第49号

令和３年３月31日告示第95号

令和７年10月１日告示第202号

　（趣旨）

第１条　この要綱は、淡路市マスコットキャラクターである「あわ」及び「あわ姫」の着ぐるみ並びに「なぎ」及び「なみ」のぬいぐるみ（以下「着ぐるみ等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

　（設置等）

第２条　着ぐるみ等は、淡路市役所本庁舎に設置する。

２　淡路市産業振興部商工観光課職員は、淡路市産業振興部商工観光課長（以下「管理者」という。）の命を受けて着ぐるみ等の管理及び貸出しに係る事務を行う。

　（使用の申込み）

第３条　着ぐるみ等を使用しようとする者は、あらかじめ淡路市マスコットキャラクター着ぐるみ及びぬいぐるみ貸出申込書（別記様式。以下「申込書」という。）を、管理者に提出し、その承認を得なければならない。

２　同一時期に複数の申込みがあったときの承認は、原則として先着順とする。ただし、淡路市が事業等に使用する場合は、この限りでない。

　（使用の承認）

第４条　管理者は、前条の規定による申込みがあった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみ等の使用を承認するものとする。

　(１)　淡路市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。

　(２)　着ぐるみ等の正しい利用方法に従って使用しないおそれがあるとき。

　(３)　法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。

　(４)　特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又はそのおそれがあるとき。

　(５)　専ら営利目的の活動に使用するとき。

　(６)　前各号に掲げるもののほか、管理者が着ぐるみ等の使用について不適当であると認めたとき。

　（貸出料）

第５条　貸出料は、無料とする。

　（使用上の遵守事項）

第６条　着ぐるみ等を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

　(１)　承認なく着ぐるみ等を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

　(２)　申込書の記載どおりに使用すること。

　(３)　使用期間を遵守すること。

　(４)　火気及び危険物の近辺で使用しないこと。

　(５)　雨天時に屋外で使用しないこと。

　(６)　前各号に掲げるもののほか、管理者が必要があると認めて付した条件に従って使用すること。

　（使用承認の取消し）

第７条　使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はこの要綱に違反したときは、着ぐるみ等の使用承認を取り消すとともに、当該使用者への貸出しは行わない。この場合において、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

　（返却）

第８条　使用者は、着ぐるみ等の使用後、速やかにクリーニングを行い、今後の使用及び衛生上問題のない状態にするとともに、貸出期間満了日から10日以内に、管理者に返却しなければならない。ただし、管理者が、特に必要がないと認めるときは、クリーニングをせずに返却することができる。

　（原状回復の義務）

第９条　使用者は、着ぐるみ等を破損し、又は汚損させたときは、その責任と負担により、修補等を行い、原状に回復させなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

　（着ぐるみ等の使用による責任）

第10条　着ぐるみ等の使用により、使用者が被った被害又は当該使用者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切その責めを負わない。

　（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、着ぐるみ等の取扱いに関し、必要な事項は、管理者が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、平成22年11月１日から施行する。

　　　附　則（平成25年４月23日告示第133号）

　この告示は、公布の日から施行する。

　　　附　則（平成26年３月31日告示第49号）

　この告示は、平成26年４月１日から施行する。

　　　附　則（令和３年３月31日告示第95号）

　この告示は、令和３年４月１日から施行する。

　　　附　則（令和７年10月１日告示第202号）

　この告示は、公布の日から施行する。

別記様式（第３条関係）

淡路市マスコットキャラクター着ぐるみ及びぬいぐるみ貸出申込書

　　年　　月　　日

淡路市産業振興部商工観光課長　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申込者 | 団体名 |  |
| 代表者名 |  |
| 担当者 | 　 |
| 住所 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ |  |
| メールアドレス |  |

　淡路市マスコットキャラクター着ぐるみ及びぬいぐるみ貸出要綱第３条の規定により、次のとおり申し込みます。

　なお、着ぐるみ及びぬいぐるみの借受、使用に当たり、淡路市マスコットキャラクター着ぐるみ及びぬいぐるみ貸出要綱及び次の貸出条件を遵守します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　イベント名 |  |
| ２　イベント内容 | ※企画書、パンフレット等参考になる資料がありましたら、提出をお願いします。 |
| ３　参加予定人数 |  |
| ４　会場名 |  |
| ５　使用日 | 　　年　　月　　日（　）～　　　　年　　月　　日（　） |
| ６　貸出希望期間 | 　　年　　月　　日（　）～　　　　年　　月　　日（　） |
| ７　貸出物品（〇をつけてください。） | あわ神（着ぐるみ）・あわ姫（着ぐるみ）なぎ（ぬいぐるみ）・なみ（ぬいぐるみ） |

（貸出条件）

１　貸出し及び返却は、淡路市産業振興部商工観光課で行いますが、出務に必要な人員は、申込者で手配してください。

２　専ら営利目的での使用又は着ぐるみ及びぬいぐるみの転貸は、禁止します。

３　他の事業との関連で、貸出しできないことがあります。

４　火気及び危険物の近辺での使用は、避けてください。

５　雨天時の屋外使用など、水に濡れるおそれがある所での使用は避けてください。

６　着ぐるみ及びぬいぐるみについて、しばらく借りられる場合、カビが生えるのを防ぐため、必ず袋から出して広げ、空気にあててください。

７　返却前に必ず、破損、汚れがないか確認し、クリーニングを行った上で、返却してください。

※　修理が必要なときは、その費用は使用者にて負担していただきます。

|  |
| --- |
| 担当課記入欄　※記入しないでください。 |
| 受付日 | 回答日 | 貸出日 | 返却日 | 課長 | 担当者 |
|  |  |  |  |  |  |